

議案第96号

芽室町地球温暖化防止実行計画推進委員会設置条例制定の件

芽室町地球温暖化防止実行計画推進委員会設置条例を次のとおり制定しようとする
ものであります。

令和6年3月4日提出

芽室町長 手 島 旭

芽室町地球温暖化防止実行計画推進委員会設置条例

(設置)

第1条 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第21条に基づき、芽室町地球温暖化防止実行計画（区域施策編）（以下「実行計画」という。）について、実行計画に基づく地球温暖化対策を地域全体で効果的に推進するため、芽室町地球温暖化防止実行計画推進委員会（以下「推進委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 推進委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 実行計画に基づく地球温暖化対策の推進に関すること
- (2) 実行計画の進捗状況等の点検及び評価に関すること
- (3) 実行計画の改定に関すること
- (4) その他地球温暖化対策の推進に関し、推進委員会が必要と認めること

(組織)

第3条 推進委員会は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する委員20名以内をもって組織する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 地球温暖化対策に関心の高い町民で、公募による者

2 推進委員会は、委員のほかオブザーバーを置くことができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(組織)

第5条 推進委員会に、委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、推進委員会を代表し、会議を総括する。

- 4 委員長は、委員の中から副委員長 1 人を指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長不在のときはその職務を代理する。
(会議)

第 6 条 推進委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 推進委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。
(報酬の額)

第 7 条 報酬の額は、委員長にあつては日額 3,600 円、その他の委員にあつては日額 3,300 円とする。

(費用弁償の額)

第 8 条 委員が招集に応じたときは、順路によりその費用を弁償する。

- 2 費用弁償の額は、職員旅費支給条例（昭和 26 年条例第 23 号）の例による。
(支払方法)

第 9 条 委員の報酬及び費用弁償は、推進委員会の所掌する会議に出席した日の翌月 10 日までに支給する。

(庶務)

第 10 条 推進委員会の庶務は、環境土木課において処理する。

(その他)

第 11 条 この条例に定めるもののほか、推進委員会の運営に必要な事項は、委員長が推進委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
(芽室町地球温暖化防止実行計画策定委員会設置条例の廃止)
- 2 芽室町地球温暖化防止実行計画策定委員会設置条例（令和 5 年条例第 14 号）は、廃止する。
(経過措置)

- 3 この条例の施行の日以後最初に開かれる推進委員会の会議は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、町長が招集するものとする。

説 明

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく芽室町地球温暖化防止実行計画（区域施策編）について、同計画を推進するに当たり、有識者をはじめとする関係事業者、団体、町民の意見等を反映させながら地域全体で取組を進めるため、芽室町地球温暖化防止実行計画推進委員会を設置することから、本条例を制定しようとするものであります。